

第九十八号議案

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区民」を「江戸川区民（以下「区民」という。）」に改める。

第三条中「区」を「江戸川区（以下「区」という。）」に、「及び」を「、」に改める。

第五条第一項中「その」を「鉄道の」に改める。

第十条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第十七条第一項中「管理する区立自転車駐車場」を「又は管理する自転車駐車場（以下「区立自転車駐車場」という。）」に改める。

第十九条及び第二十条第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第二十一条中「の各号」を削る。

第二十二条中「のうえ」を「した後、」に改める。

別表第一の表自転車の項中「三、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表原動機付自転車の項中「三、五〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に撤去又は移送した物について適用し、施行日前に撤去又は移送した物については、なお従前の例による。

(説明)

放置された自転車及び原動機付自転車の撤去又は移送に係る手数料を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。